インド特許法の基礎(第39回)

~審決・判例(5)~

河野特許事務所 弁理士 安田 恵

TELEFONAKTIEBOLAGET LM ERICSSON (Publ) Vs. The Controller General of Patents.

【事件番号】 OA/18/2011/PT/DEL

【審決日】 2014年6月6日

【出願番号】 5294/DELNP/2005

【関連条文】 第3条(k)¹、第14条

【キーワード】 自然的正義の原則²、コンピュータプログラムそれ自体、アルゴリズム

【ポイント】 特許出願人は、自然的正義の原則により、出願審査手続きにおいて拒絶理由の事前通告がなされ、意見陳述の機会が与えられるべきである。

2. 事実関係

(1) 手続きの経緯

出願人は、英国特許出願(優先権番号0311921.1、優先日2003年5月23日)に基づいて国際出願を行い(PCT/EP/2004/050889)、本出願は、発明の名称を「移動通信システムにおけるセキュア・トラフィックリダイレクション(Secure Traffic Redirection in a Mobile Communication System)」として、2005年11月17日、インドへ国内移行された。しかし、審査及び聴聞の結果、本件出願は第3条(k)に該当するものとして拒絶されたため、出願人は、知的財産審判部に不服審判を請求した。

次に掲げるものは、本法の趣旨に該当する発明とはしない。

¹ 第3条 発明でないもの

⁽k)数学的若しくは営業の方法、又はコンピュータ・プログラムそれ自体若しくはアルゴリズム

² 自然的正義:「(とくに通常裁判所以外の機関による)裁判に対する司法審査のさいに援用される指導原理。アメリカよりイギリスでよく用いられる言葉。第1に、裁判官が偏見(bias)をもっていないことが要求される。Nemo judex in causa sua (何ぴとも自ら関係する事件の裁定者たるをえず)。実際上偏見がなかったというだけではなく、「公正らしさの外観」も備わっていることが要求される。第2に、「公正な告知」(fair notice)と「聴聞」(hearing)が要求される。Audi alteram partem (相手方当事者の言い分を聞け)。第3に、別段の強い理由がないかぎり公開審理が要求される。」(田中英夫、「英米法辞典」、東京大学出版会)